印影印刷物の管理不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 三国丘高等学校 | 公印（学校長印）を印影印刷した生徒証及び卒業証書について、受払簿等を作成しておらず、使用状況が明らかにされていなかった。  ・生徒証（全日制）　　134枚  ・卒業証書（全日制）　 72枚  ・卒業証書（定時制）　 10枚  ※枚数は実地監査日時点における残枚数を記載 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府教育委員会公印規程】  (公印の印影の印刷)  第12条　公印の押印に代えて、公印の印影を印刷する必要があるとき(次条第一項に規定する場合を除く。)は、当該公印の管守者の承認を受けて、その印影を印刷することができる。  ２　前項の規定により、公印の印影を印刷した用紙は、厳重に保管するとともに、常にその使用状況を明らかにしておかなければならない。 | 公印（学校長印）を印影印刷した生徒証及び卒業証書について、受払簿を作成した。  今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年12月７日）